

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領について

障害者差別解消法

(H28.4.1施行)

法律の概要

- 行政機関等においては、障がいのある人に対し、障がいを理由として差別することが禁止される
- 行政機関等の職員が、障がいのある人に対し、適切に対応することができるよう「職員対応要領」の策定が定められている

差別の禁止

障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」をすることと「合理的配慮の提供」をしないことの2つがある

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関等	禁 止	法的義務
民間事業者	禁 止	努力義務

具体的な対応

国等職員対応要領

国の機関の職員が適切に対応できるよう、当該機関における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示すもの
(各省庁ごとに策定)

地方公共団体等職員対応要領

地方公共団体の職員が適切に対応できるよう、当該団体における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示すもの
【策定は努力義務】

主務大臣の定める対応指針

事業者が適切に対応することができるよう、当該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示すもの
(各省庁が関係する事業者向けに策定)

相談・紛争解決

相談・紛争解決の体制整備

【本県の体制】

(相談) 広域専門相談員の配置 (紛争解決) 調整委員会の設置

※平成23年7月に制定した「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」によるもの

熊本県職員対応要領

(H28.3.28策定)

不当な差別的取扱いの禁止

【不当な差別的取扱いとは】

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と比較して区別する、排除する、制限する、条件を付ける等の異なる取扱いをすることであって、障がいのある人の権利利益を侵害すること

(具体例)

- ・説明会、シンポジウム等への出席を拒否する
- ・盲導犬の同伴を拒否する
- ・保護者等の同伴をサービスの利用条件にする
- ・サービス提供時間を限定する
- ・対応を後回しにする

【「正当な理由」について】

- ・正当な理由に相当するのは、サービスの提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である
- ・その判断は、個別の事案ごとに、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要がある
- ・正当な理由があると判断した場合には、その理由を説明し、理解を得るよう努める必要がある

所属長に求められること

- ・部下職員に対して、日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に注意喚起を行うとともに、職場研修などを通じて、障がい特性等に関する知識を深めさせなければならない
- ・障がいのある人に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について、部下職員から相談しやすい雰囲気や体制づくりに努める

相談体制

障がいのある人等からの相談には、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に基づき、障がい者支援課に設置している広域専門相談員があたる

合理的配慮の提供義務

【合理的配慮とは】

障がいのある人から、社会的障壁を取り除くための配慮を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないように求められる必要かつ合理的な取組み

(具体例)

- ・筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等を用いる
- ・周囲の人の理解を得たうえで、手順を入れ替える
- ・スクリーン、手話通訳者等がよく見える席を確保する

【過重な負担について】

- ・求められた合理的配慮の提供に当たり、必要な費用が事務又は事業の実施に影響を及ぼさない程度であるか等を考慮する必要がある
- ・その判断は、個別の事案ごとに、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要がある
- ・過重な負担に当たる場合は、障がいのある人にその理由を説明するとともに、代替措置の選択も含め、対話により理解を得るよう努める必要がある

職員が心得ておくべきこと

- ・障がいのある人に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮に欠けた行動は、法律や条例に反するだけでなく、県の信頼性を損ねることになる
- ・不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について、障がいのある人との認識の違いをなくすため、十分なコミュニケーションを図るようにする

【今後の周知方法】

- ・各階層別研修（課長～新規採用職員）で周知
- ・各所属において職場研修の必修科目として全職員が受講